

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 2 日

大分市長 足立 信也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 名	大分市美術館展示室照明改修工事		
(2) 工 事 場 所	大分市大字上野 865 番地		
(3) 工 期	○	契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日まで	
	—		
	—		
(4) 工 事 概 要	電灯設備 ・ ・ ・ 一式 照明制御設備 ・ ・ ・ 一式 撤去 ・ ・ ・ 一式		
(5) 予 定 価 格	¥234,270,300.-（消費税及び地方消費税を含む。） ¥212,973,000.-（消費税及び地方消費税を除く。） なお、本工事は低入札価格調査制度を設定する。（【別紙 2】を参照）		
(6) 支 払 条 件	前 払 金 有 中間前払金 有 部 分 払 なし		
(7) 備 考	本工事に係る入札は、価格と技術力等を評価して総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 に規定する総合評価落札方式によるものとする。		
	種 類	適 用	内 容
	特 別 簡 易 型	○	企業評価項目において、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域・社会貢献について自己採点により評価する。
	簡 易 型	—	
	技 術 提 案 チ ャレンジ型	—	
	本工事は、議会の議決に付すべき契約につき、仮契約ののち大分市議会の議決を得た後、契約担当者が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力が生ずるものとする。		

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 共同企業体の資格条件

① 構 成 員 の 数	2社とする。
② 構 成 員 の 組 み 合 わ せ	(2)―Ⅱ代表構成員の資格要件を満たす1社と、(2)―Ⅱその他構成員の資格要件を満たす1社の組合せとする。ただし、すべての構成員が(2)―Ⅰ全構成員の資格要件を満たす必要がある。
③ 結 成 方 法	自主結成とする。
④ 出 資 比 率	すべての構成員が30%以上の出資比率であること。
⑤ 存 続 期 間	ア 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体 成立してから、当該工事の履行後3ヶ月間存続するものであること。 イ 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体 成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものであること。
⑥ そ の 他	代表構成員は、当該共同企業体の構成員のうち出資比率が最大であること。 共同企業体の構成員は当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

(2) 構成員の資格要件

Ⅰ 全構成員

① 入 札 参 加 者 の 資 格	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 経 営 事 項 審 査	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても有効な経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による審査をいう。）の結果の通知を受けていること。
③ 指 名 停 止 の 有 無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
④ 暴 力 団 排 除	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
⑤ 不 渡 り 等 の 有 無	開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
⑥ 倒 産 手 続 等 の 有 無	次のいずれにも該当しない者であること。（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。） ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
⑦ 建 設 業 の 許 可	一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。（建設業法第3条第1項第1号又は第2号）
⑧ 技 術 者 の 配 置	建設業法第26条に規定される本案件の業種における技術者を当該工事に配置できること。ただし、余裕期間が設定されている場合は、契約締結日から工事の始期の前日までの余裕期間は、当該技術者の配置を要しない。
⑨ 電 子 登 録	大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

Ⅱ 各構成員（表中、○印を付したものを要件とする）

区分	適用	代表構成員	その他構成員
①業 種	○	電気工事 （公告日において、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」（平成 17 年大分市告示第 1 6 1 6 号）により、この業種の入札参加資格の認定を受けている者であること。）	
②等 級	○	令和 8 年度 において、①業種の A 等級 に格付けされている者であること。	
③指名希望順位	○	令和 8 年度 において、①業種の 指名希望順位 を第 1 位又は第 2 位としている者であること。	
④総合評定値	○	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日 までの間の決算日を基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている ①業種における総合評定値が 850 点以上の者 であること。	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日 までの間の決算日を基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている ①業種における総合評定値が当該共同企業体の代表構成員以下の者 であること。
⑤施 工 実 績	—		
⑥平均完成工事高	○	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日 までの間の決算日を基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている ①業種における平均完成工事高が当該工事の予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）以上の者 であること。	④総合評定値が当該共同企業体の代表構成員と同点の者については、 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日 までの間の決算日を基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている ①業種における平均完成工事高が当該共同企業体の代表構成員以下 であること。
⑦本 店 所 在 地	○	建設業法に基づく主たる営業所（本店）が大分市内にあること。	
⑧専任で配置する技術者	○	（【別紙 3】を参照）	（【別紙 3】を参照）
⑨技術者の兼務	—		
⑩そ の 他 事 項	○	建設業法第 2 6 条に規定される電気工事に係る監理技術者（競争入札参加資格確認申請書を提出した日以前 3 ヶ月以上の雇用関係がある者）を当該工事に専任で配置できること。	建設業法第 2 6 条に規定される電気工事に係る主任技術者（国家資格を有し、競争入札参加資格確認申請書を提出した日以前 3 ヶ月以上の雇用関係がある者）を当該工事に専任で配置できること。

3 入札参加制限等（本案件は、下記表のうち、○印を付した制限を適用する）

区 分	適用	備 考
(1)手持工事による入札参加制限	—	
(2)同日開札における落札制限	○	（【別紙 5】を参照）

4 総合評価の方法

技術資料と入札価格に基づいて、次の順に評価値を算出し評価する。

(1)技術評価点	技術評価点＝標準点①＋加算点②＋施工体制評価点③ ①競争参加資格を満たす者に１００点を与える ② 技術資料様式８ の企業評価項目の加算点合計 ③入札価格が低入札価格調査基準価格以上の者に１５点を与える
(2) 評 価 値	評価値＝技術評価点／入札価格×（１,０００,０００（定数）） なお、入札価格の単位は円とし、評価値は小数点第５位まで表示する（小数点第６位を四捨五入）。

５ 技術資料の作成

(1)技術資料	別記様式１ 及び 技術資料様式３～８ （以下「技術資料」という。）を作成すること。なお、 技術資料様式８ の作成にあたっては、評価項目及び評価基準に留意のうえ各評価項目の自己採点を行い、自己採点（応札者）欄に記入すること。
(2)注 意 事 項	技術資料の作成に当たっては、 別添１ の注意事項を参照すること。
(3)そ の 他	① 技術資料及び競争参加資格証明資料の添付資料は、兼ねることができるものとする。 ② 技術資料等の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。 ③ 提出された技術資料等は、競争参加資格の確認及び評価値の算出以外に使用しない。 ④ 提出された技術資料等は返却しない。 ⑤ 提出期限日の翌日以降における技術資料等の差換え、追加及び再提出は認めない。 ⑥ 技術資料等の提出に関する問合せ先 ６の(1)担当課に同じ。

６ 入札手続等 （表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1)担 当 課	大分市 総務部 契約監理課 〒 ８ ７ ０ － ８ ５ ０ ４ 大分市荷揚町２番３１号 （電話）０９７－５３７－５７１４		
(2)本公告内容の交付期間、場所及び交付方法	① 交 付 期 間	令和８年６月２日（火）から 令和８年７月１日（水）午後５時まで	
	② 交 付 場 所	(1)担当課に同じ。	
	③ 交 付 方 法	直接交付によるほか、インターネットでも行う。 （大分県共同利用型 入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU ）	
(3)設計図書等の閲覧期間及び閲覧方法	① 閲 覧 期 間	(2)の①に同じ。	
	② 閲 覧 方 法	電子閲覧に供する。 電子入札システム上の「設計図書等閲覧」の場所に掲示する添付ファイルを参照。システム上の障害等により、電子データをダウンロードできない場合は、速やかに未使用の CD-R を契約監理課に持参して提出すること。	
(4)設 計 図 書 等 の 質 疑 応 答	① 質 問	提 出 方 法	書面を持参又は電子メール。ただし、電子メールで提出する場合は、提出前に(1)担当課に電話連絡を行うこと。 e-mail : keiyaku@city.oita.oita.jp
		提 出 期 間	令和８年６月３日（水）から 令和８年６月２６日（金）まで （午前８時３０分から午後５時まで）
		提 出 場 所	(1)担当課に同じ。
	② 回 答 の 閲 覧	閲 覧 期 間	質問があった翌日から起算して２日後までに開始

			し、入札書受付締切日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
		閲 覧 方 法	電子入札システムによる。 (※電子入札システムにより閲覧できない場合は、(1)担当課の場所において閲覧に供する。)
(5) 特 定 建 設 工 事 共同企業体の登録	共同企業体協定書の写しを提出し、電子入札システムの登録を受けなければならない。		
	① 提 出 期 間	令和 8 年 6 月 2 日 (火) から 令和 8 年 6 月 25 日 (木) 午後 5 時まで	
	② 提 出 場 所	(1)担当課に同じ。	
	③ 提 出 方 法	書面を持参して提出すること。郵送又は電送では受け付けない。	
(6)競争入札参加資格 確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術資料（以下「申請書等」という。）の提出	① 提 出 期 間	令和 8 年 6 月 2 日 (火) から 令和 8 年 6 月 29 日 (月) 午後 5 時まで	
	② 提 出 方 法	原則として電子入札システムによる。 なお、添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は、次のとおりとする。 ※ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。	
		アプリケーション	ファイル形式
		ア Microsoft Word	・ Word 文書 (.docx) ・ Word97-2003 文書 (.doc)
		イ Microsoft Excel	・ Excel ブック (.xlsx) ・ Excel97-2003 ブック (.xls)
		ウ その他	・ PDF (.pdf) ・ テキストファイル (.txt)
		() は拡張子	
	③ 提 出 様 式 (○を付した様式を作成・提出すること)	○ 競争入札参加資格確認申請書	様式第 1 号 (その 2)
		一 履行実績	様式第 2 号 (その 1)
		○ 配置予定技術者の資格等	様式第 3 号 (その 1)
		○ 技術資料	(別記様式 1、技術資料様式 3～8)
(7) 現 場 説 明 会	実施しない。		
(8) 入 札 保 証 金	免除する。		
(9) 入 札 及 び 積 算 内 訳 書 の 提 出	① 提 出 期 間	令和 8 年 6 月 30 日 (火) 午前 9 時から 令和 8 年 7 月 1 日 (水) 午後 5 時まで	
	② 積 算 内 訳 書 の 作 成	書式は、作成例を参考に設計図書にある各項目（土木積算の場合は工事数量総括表の費目・工種・種別・細目、建築積算の場合は内訳の名称）に対応する数量、単位及び金額を明記すること。 積算内訳書は入札書に添付すること。（ただし、契約担当者が特に認めるときは、この限りではない。 ファイル形式は(6)の②と同じ。	
	③ 入 札 方 法	原則として電子入札システムによる。	
	④ 入 札 回 数	原則として 1 回とする。	
	⑤ そ の 他	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者	

		であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>110分の100</u> に相当する金額を入札書に記載すること。
(10) 開 札	① 開 札 予 定 日 時	令和8年7月2日（木） 午後1時30分
	② 開 札 場 所	大分市荷揚町2番31号 大分市役所9階 第1入札室
	③ 開 札 の 立 会	入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。 （「大分市電子入札立会要領」を参照）
	④落札候補者の決定	開札後、入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち、仮の評価値の最も高い者を落札候補者とする。 ただし、仮の評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
(11) 事後審査及び 入札結果の公表等	① 事 後 審 査	競争参加資格及び技術資料の確認は、仮の評価値が決定した後に行うものとする。ただし、評価値の審査の段階で、競争参加資格を満たしていないと確認した場合、その者のした入札は、それ以降 無効 として取り扱うものとする。 ア 落札候補者が競争参加資格を満たしており、技術資料の確認後も評価値が最も高かった場合は、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。 イ 落札候補者が競争参加資格を満たしていないか、又は技術資料の確認後に評価値が最も高くないとみなした場合は、予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者であって、かつ、競争参加資格を満たしている者を落札者として決定するものとする。
	② 入 札 の 無 効	(11)の①事後審査で確認した競争参加資格を満たしていない者が行った入札は 無効 とし、その結果を通知する。
	③ 落 札 者 の 決 定	落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合、又は評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合はこの限りではない。
	④入札結果の公表	(11)の①事後審査により落札者を決定した場合は、入札参加者に対し通知を行うとともに、入札結果を公表する。
	⑤落札者とならなかった理由についての説明	落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日以内に、契約担当者に対して、落札者とならなかった理由についての説明を、原則として書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。なお、書面の提出場所は、6の(1)担当課とする。 回答は、原則として説明を求められた日の翌日から起算して5日以内に行うものとする。
(12)入札参加者の公表	この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加しなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。	

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明（表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1) 説 明 の 請 求	競争参加資格がないと認められた者は、6の(11)の②入札の無効の通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）を持参して、契約担当者に対し競争参加資格がないと認
---------------	--

	めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送による提出は受け付けない。 また、書面の提出場所は6の(1)担当課とする。
(2) 回 答	(1)の書面を提出した者に対しては、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。 (1) 入札者としての資格のない者のした入札 (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札 (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札 (5) 入札金額を訂正した入札 (6) 予定価格を上回る入札 (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 (8) 郵送による入札 (9) 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない入札 (10) 電子入札にあっては、契約担当者が使用する電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札 (11) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (12) 申請書等を提出しなかった者のした入札（未記入の場合を含む。） (13) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札 （※申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止要領に基づく指名停止の対象となることがある。） (14) 入札参加制限を受ける者のした入札 (15) 提出期限までに積算内訳書（入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。）を提出しなかった者のした入札 (16) 積算内訳書の工事価格計（消費税等相当額を除く。）又は業務価格計（消費税等相当額を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札 (17) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札 (18) 別記様式1又は技術資料様式8（自己採点表）を提出しなかった者のした入札（未記入又は様式が異なる場合を含む。） (19) 共同企業体名で入札していない者のした入札	
---	--

9 その他

(1) 開 札 後 の 異 議 申 立 て	入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
(2) 落 札 候 補 者 の 行 っ た 入 札 の 無 効	契約担当者は、開札後、落札者を決定するまでの間に落札候補者が次の①から③のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ① 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき ③ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

(3) 落札者決定の 取消等	契約担当者は、落札者決定後、契約締結〔議会の議決に付すべき契約（以下「議会議案」という。）の場合は、仮契約後の議会の議決〕までの間に落札者が、(2)の①から③のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札者決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。																
(4) 技術資料の添削	自己採点方式では原則として最高評価者の提出した技術資料のみを審査するため、仮の評価値が2位以下の入札参加者の技術資料に記載されている技術評価点及び評価値が正しいものとは限らない。 よって、添削希望者には技術資料の審査及び添削を行い、誤りがあった場合はその内容の説明も行うため、希望者はその旨を届け出ること。																
(5) 契約保証金の納付	契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 ① 利付き国債の提供 ② 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証																
(6) 契約保証金の免除	次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除する。 ① 契約者が保険会社との間に大分市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。																
(7) 請負業者賠償 責任保険	本工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款第61条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。 （※被保険者名は「請負者、全下請負人」とすること。） 填補限度額は <table><tr><td>対人賠償</td><td>（被害者1名当たりの填補限度額）</td><td>1億円</td><td>以上</td></tr><tr><td></td><td>（1事故全体の填補限度額）</td><td>2億円</td><td>以上</td></tr><tr><td>対物賠償</td><td>（1事故全体の填補限度額）</td><td>3千万円</td><td>以上</td></tr><tr><td>免責金額（自己負担額）</td><td></td><td>10万円</td><td>以内</td></tr></table>	対人賠償	（被害者1名当たりの填補限度額）	1億円	以上		（1事故全体の填補限度額）	2億円	以上	対物賠償	（1事故全体の填補限度額）	3千万円	以上	免責金額（自己負担額）		10万円	以内
対人賠償	（被害者1名当たりの填補限度額）	1億円	以上														
	（1事故全体の填補限度額）	2億円	以上														
対物賠償	（1事故全体の填補限度額）	3千万円	以上														
免責金額（自己負担額）		10万円	以内														
(8) 下請負契約	本工事に係る下請負契約については、大分市内に本店を有する者を優先して活用するよう努めること。																
(9) 工事材料納入	本工事に係る工事材料納入契約については、納入契約の相手方を大分市内に本店を有する者から選定するよう努めること。																
(10) 定めのない事項	この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成18年11月28日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。																
(11) 情報公開	入札に関し提出された書類については、大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）に基づく情報公開の対象とすることがある。																
(12) 照会	不明な点は、大分市総務部契約監理課に照会すること。 電話 097-537-5714																

【別紙２】低入札価格調査制度について

１．制度の趣旨

低入札価格調査制度が適用されるこの入札においては、最高評価値者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするができる。また、最高評価値者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときも同様である。

（調査は「大分市低入札価格調査制度要綱」（平成 31 年大分市告示第 85 号）に基づいて実施する）

２．調査方法

（１）基準価格等の設定

入札にあたり、あらかじめ「低入札価格調査基準価格」と「失格基準」を定める。

①低入札価格調査基準価格の算定式

$$\text{低入札価格調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{割合}$$

（注 1）算出した額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

割合はア及びイより算定をする。

ア 割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

（注 2）「直接工事費の 97%の額」、「共通仮設費の 90%の額」、「現場管理費の 90%の額」、「一般管理費等の 68%の額」のそれぞれの額に 1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

上記の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）を設計額で除して得た割合（小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする）。

（注 3）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

イ 割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{割合} \leq 9.2/10$$

（注 4）割合の計算結果が、適用範囲の下限值（7.5/10）を下回る場合は 7.5/10 とし、上限値（9.2/10）を上回る場合は 9.2/10 とする。

②失格基準

失格基準の算定式

$$\text{失格基準(価格)} = (\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.10$$

（注 5）「直接工事費の 87%の額」、「その他経費（共通仮設費率計上分＋現場管理費＋一般管理費等）の 74%の額」のそれぞれの額に 1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

（注 6）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

（注 7）算出した額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（２）調査の実施

最高評価値者が基準価格を下回る入札を行った場合に、その入札価格について、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないか調査を実施する。調査の結果によっては、最高評価値者以外の者を落札者とする場合がある。

(3) 調査の日程

①実施の通知

調査対象となったときは、発注者から「低入札価格調査の実施について」通知される。

②資料の提出

調査対象者は、通知の日の翌日から起算して3日以内に所定の資料を作成して提出する。（土・日曜日及び祝日等の休日を除く）なお、期限内に提出資料が整わない場合は契約締結の意思がないものと判断し、失格とする。

【提出資料】

②-1 その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

- ア 入札価格理由書（様式1） ウ 間接経費内訳書（様式2-2）
- イ 工事費内訳書（様式2-1） エ 技術提案経費内訳書（簡易型のみ提出）（様式2-3）

②-2 その価格により施工できる特別の事由（該当がない場合でも提出すること）

- ア 対象工事の場所の付近における手持工事の状況（様式3-1）
- イ 対象工事に関連する手持工事の状況（様式3-2）
- ウ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）（様式3-3）
- エ 手持資材の状況（様式3-4）
- オ 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式3-5）
- カ 手持機械の状況（様式3-6）

②-3 労務者の具体的供給見通し（様式4）

②-4 過去5年間に施工した公共工事及び発注者等（様式5）

②-5 施工体系図（様式6）

③施工体制の確認

調査対象者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に施工体制確認を受ける。（土・日曜日及び祝日等の休日を除く）なお、施工体制確認に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とする。

日時と場所は契約担当者から別途通知する。（出席者は、本契約の責任者と入札価格の内訳明細書、根拠資料について説明できる者。）

【持参資料】必要に応じて持参すること

- ア 賃金台帳 （配置予定の技術労務者・作業員等の賃金確認のため）
- イ 雇用関係がわかる書類 （正社員であることの確認のため）
- ウ 就業規則 （作業時間、割増賃金、賞与等の確認のため）
- エ 固定資産減価償却内訳表 （機械損料計上の根拠確認のため）
- オ レンタル契約・支払い実績 （見積金額・過去の実績確認のため）
- カ 資材納入予定見積書 （鉄筋・生コン・石材等の計上単価の妥当性の確認のため）
- キ 下請予定見積書 （下請に発注予定金額の妥当性、法定福利費の確認のため）
- ク 仮設材の保有状況・取得月日 （自社所有の確認のため）
- ケ 作業実績表 （作業能力確認のため）
- コ 参考となる過去の類似工事資料 （作業能力確認のため）
- サ 安全対策計画図 （現場内外）
- シ 品質管理計画
- ス 工程表
- セ 手持工事のCORINS工事カルテ等 （様式3-1、3-2の根拠資料）
- ソ 過去5年間の受注工事のCORINS工事カルテ等 （様式5の根拠資料）

3. 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

次に示すものは、該当すると判断される。

(1) 入札額により施工ができない	実際の施工にあたって入札額に本社経費を充当するなど、入札額により施工ができない場合
(2) 「工事費内訳書」の根拠が不明	提出された「工事費内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない、又は、閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合
(3) 不当に低い下請代金	下請発注予定部分における下請予定金額に法定福利費が含まれないなど、通常必要と認められる原価に満たないことが考えられる場合において、建設業法第 19 条の 3 の規定（不当に低い請負代金の禁止）に違反しない旨の説明がなされない場合
(4) 品質、安全が確保できない	発注者が求める品質や出来高、安全管理等が確保できない場合
(5) 低入札価格調査における説明と異なる施工を行った	過去 1 年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合（入札者が共同企業体の場合は、構成する建設業者を対象とした通知）
(6) 事実と相違した説明	調査にあたって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合

4. その他

(1) 専任配置可能技術者

大分市契約監理課で完成検査を実施した過去 2 年度（当該年度を含む）の工事、又は現に施行中の工事で、競争参加資格で指定した業種において以下の①～④のいずれかに該当する場合は、「低入札価格調査の実施について」の通知があった日の翌日から起算して 3 日以内に、公告 2(2)Ⅱ⑧により届け出た専任配置可能技術者とは別に、それと同等の要件を満たす技術者 1 名を専任で配置するものとする。なお、落札者が共同企業体の場合は、追加で配置する専任の技術者は構成員のいずれかにより配置すればよい。

① 工事成績評定 65 点未満の者	65 点未満の工事成績評定を通知された者
② 修補等を請求された者	施行中又は施工後において、発注者から大分市建設工事請負契約約款に基づく修補又は損害賠償を請求された者。（軽微な手直しは除く。）
③ 指名停止等を受けた者	品質管理、安全管理に関し、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領に基づく指名停止又は書面による警告を受けた者
④ 工事完成を遅延させた者	自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者

(2) 契約保証金

公告 9(5)中の契約保証金は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

5. 契約後の留意事項

(1) 契約締結後の調査

契約締結の日から工事目的物引渡後 1 年を経過するまでの間、必要に応じ、低入札価格調査において提出された資料及び説明（以下「低入札価格調査の説明等」という。）に即して施工しているかについて調査を行う。

(2) 低入札価格判定委員会への報告

本工事において、以下の①～⑥に示すような、低入札価格調査の説明等と異なる施工を行っている疑いがある場合又は調査に協力しない場合は、低入札価格判定委員会（以下「委員会」という。）へ報告する。

委員会は、報告内容を審査し、低入札価格調査の説明等と異なると認めるときは、「低入札価格調査の説明等と異なる施工を行った」旨の通知を行う。

- ① 賃金・下請代金等の未払（支払遅延）があった場合
- ② 契約条件等に重大な違反があった場合
- ③ 指名停止若しくは文書警告を受けた場合
- ④ 技術提案等の不履行があった場合
- ⑤ 65 点未満の工事成績評定を通知された場合
- ⑥ 建設業法等の法令違反があった場合

(3) 報告書の提出

工事完成時に低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡しの日から 1 年間保存すること。（全ての下請契約についても把握し、元請の責任において指導すること。）

報告書の提出がない場合、資料等を保存していない場合及び資料等で事実確認ができない場合は、「低入札価格調査の説明等と異なる施工を行った」ものとみなす。

【別紙３】専任で配置する技術者について

専任配置可能技術者とは、発注工事の契約書類提出日（落札決定日から７日以内。ただし議会案件の場合は議決の日。）において確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。

入札金額に１００分の１１０を乗じた額が４，５００万円（建築一式工事にあつては９，０００万円）以上のものについては、「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」（様式第３号（その１））により専任配置可能技術者を届け出ること。

なお、入札金額に１００分の１１０を乗じた額が４，５００万円（建築一式工事にあつては９，０００万円）未満となる入札をする者については、届出は不要とする。

１．雇用関係

専任配置可能技術者は、原則として、入札の申込のあった日（競争入札参加資格確認申請書を提出した日）以前３ヶ月以上の雇用関係がある者を届け出るものとする。ただし、災害復旧工事において特例措置が適用される場合は、この限りではない。

２．届出の様式

専任配置可能技術者は、「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」（様式第３号（その１））により届け出ること。

３．複数の候補者の届出

専任配置可能技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができるものとする。ただし、総合評価落札方式（簡易型、特別簡易型）を採用する場合は、１名のみの届出とする。

４．届け出ていた者が本工事に配置できなくなったとき

専任配置可能技術者として届け出ていた者を他の工事（本工事と同日開札の大分市契約監理課発注の工事を除く。）に主任技術者又は監理技術者として配置することとなった場合は、開札予定日時までに、その旨を記載した書面を提出すること。なお、その場合はその者のした入札は無効とする。

ただし、書面による届出がなく本工事に専任配置できなくなった場合は、落札者決定の取消を行ったうえ、指名停止要領に基づく指名停止の対象とする。

５．専任技術者の途中交代

契約締結に当たっては、様式第３号（その１）により届け出た専任配置可能技術者を配置するものとする。ただし、次の①から④のいずれかに該当する場合においては、その途中交代を認めるものとする。

- ①死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ③工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ④工事工程上技術者の交代が合理的な場合

６．余裕期間制度を適用する工事の場合

この場合における専任配置可能技術者とは、工事の始期において確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいう。

【別紙5】同日開札における落札制限について

本工事と同日に開札する、本工事を含む同業種（かつ同等級）の工事のうち、1件を落札した者は他の工事の落札者にはなれない。なお、この場合、同日落札制限の対象外とした工事は含まない。

ただし、この制限に起因して入札不調となるときは、制限を解除して**受注可能件数（※）**に応じた落札決定を行う。

（※）受注可能件数の提出要領

受注可能件数は、競争入札参加資格申請書に添付する競争参加資格状況表（様式第1号（その2））に記載すること。

なお、受注可能件数は、同日に開札する同業種（かつ同等級）のすべての工事において同じ件数を記載すること。同じ件数となっていないものや件数の記載がないものについては、受注可能件数を1件とみなす。

《事例》（共同企業体の場合）

受注可能件数（全業者2件の場合）

※建築業者：①②⑤⑥の4社 電気業者：③④⑦⑧⑨の5社

開札時刻	工事名	入札参加者	落札候補者	落札者 (受注件数)	考え方
9:30	工事1 【乙型】 建築 電気	乙型赤JV（①②JV（甲型・建築） +③④JV（甲型・電気）） 乙型青JV（⑤⑥JV（甲型・建築） +⑦⑧JV（甲型・電気））	赤JV	赤JV (①②③④:1)	
9:45	工事2 【甲型】 建築	①②JV（甲型・建築） ⑤⑥JV（甲型・建築）	①②JV	⑤⑥JV (⑤⑥:1)	落札制限が①②JVに適用され、落札者は次順位の⑤⑥JV
10:00	工事3 【甲型】 電気	③⑨JV（甲型・電気） ⑦⑧JV（甲型・電気）	③⑨JV	⑦⑧JV (⑦⑧:1)	落札制限が③を含む③⑨JVに適用され、落札者は次順位の⑦⑧JV
10:15	工事4 (総合評価) 【甲型】 電気	③⑨JV（甲型・電気） ⑦⑧JV（甲型・電気）	③⑨JV	③⑨JV (③:2 ⑨:1)	落札制限が両JVに適用され、入札不調になるため、開札時に落札制限を解除